

契 約 書 (案)

1	件 名	産婦人科外来超音波診断装置 一式の修理
2	契約金額	金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
3	納入期限	令和 年 月 日
4	引渡場所	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
5	契約保証金	
6	特約事項	

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、売渡人を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人 名古屋市立大学
氏 名 理事長 郡 健二郎 印

乙 住 所
氏 名 印

第1条 本件修理業務は、別紙仕様書に基づいて誠実に業務を遂行するものとする。ただし、仕様書に明示されていない事項であっても履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第2条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生じる権利及び義務を他人に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

第3条 乙は、業務が完了したときは直ちに甲へ報告し、甲の指定した検査員の検査を受けなければならない。また、検査の結果、契約に定められた事項に適合しないと承認されたときは、指示された日までに乙の自費をもって履行を完了すること。

2 乙は、前項の検査に立ち会わなければならない。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について乙は異議を申し立てることができない。

第4条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、業務の内容もしくは履行期限を変更することができる。

第5条 甲が必要と認めたときは、乙と協議のうえ、この業務の中止又は契約の解除をすることができる。甲は、機器更新に伴い本契約を解除するときは、解除日の1か月前までに乙に対し書面にて申し出ることにより、中途解除を行うことができる。

2 前項に規定する解除により、本契約を終了した場合の契約代金の支払いについては、解除日の属する月までの経過月数に応じ月割りで支払うこととする。

3 ただし、中途解除となる保守契約において当該契約締結期間中に、必要に応じ所定の回数を実施することとされている保守点検を含む場合、解除月までの間に実施済の保守点検の回数に応じ、甲乙協議の上、当該部分の金額を算定の上、前項の支払いを行う。

第6条 契約代金の支払について、乙は、契約履行後に請求書を提出するものとし、甲は、請求書を受領した翌月の25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）に支払うものとする。

2 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

3 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

第7条 契約代金の支払いについては、下請代金支払遅延等防止法（昭和32年法律第87号）第2条の2の定めによること。

第8条 契約の履行前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由を除き、一切、乙の負担とする。

第9条 乙は、業務遂行上、乙の責に帰すべき事由により生じたことについて、その責を負うものとする。

第10条 乙は、検査完了後、1か月間その隠れたかしについて担保の責任を負わなければならない。

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期間内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

第12条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基準となる日数には、検査に要した日数及び第5条の規定によって完全履行をさせるため、最初に指定した日までの日数は参入しないものとする。

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告をしないで契約を解除することができる。このことによって、乙に損害が生じても、甲はその責任を負わないものとする。ただし、甲に損害があるときは、乙はこれを賠償しなければならない。

(1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(5) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定による違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

第15条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第15条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 第15条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

第16条 この契約書及び仕様書に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。ただし、軽微な事項については、甲の認定に従うものとする。

第17条 この契約に定めるもののほか、乙は、公立大学法人名古屋市立大学契約規程及びその他関係法令の定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約による事務の処理を行うものは、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。